

議案第 79 号

日出町漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正について

日出町漁港管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 12 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町漁港管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日出町漁港管理条例の一部を改正する条例（令和 2 年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち日出町漁港管理条例（昭和 48 年日出町条例第 33 号）別表第 1 の改正規定中「第 10 条関係」を「別表第 1（第 10 条関係）」に、「第 14 条関係」を「別表第 1（第 14 条関係）」に改め、同表の注 1 の改正規定中「改める」を「改め、同表注 4 の次に次のように加える」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

2 小深江漁港 2 号泊地

使用料等の名称	区分	単価	金額	備考
	全長 8.0 メートル以			「係留指定施

使用料	係留 指定 施設	下 かつ 幅 2 . 5 メー ル以下の船 舶（公用船、 漁船、救助 船及び避難 船を除く。）	1 月 1 隻	3 , 1 3 0 円	設」とは、係留 施設のうち第 1 1 条第 1 項 の規定により 指定されたも のをいう。
-----	----------------	---	---------	-------------	--

（注）

1 使用の期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。

2 使用料の金額には、消費税等を含むものとする。

附則第 2 項中「指定」の次に「及び附則第 4 項の規定による指定」を加える。

附則第 5 項の次に次の 2 項を加える。

（小深江漁港 2 号泊地係留施設の設置及び管理に関する条例の廃止）

6 小深江漁港 2 号泊地係留施設の設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年日出町条例第 2 0 号）は、廃止する。

（小深江漁港 2 号泊地係留施設の設置及び管理に関する条例の廃止に伴う経過措置）

7 施行日前において前項の規定による廃止前の小深江漁港 2 号泊地係留施設の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

小深江漁港 2 号泊地係留施設を他の漁港施設と同様に管理したいので提出する。